

'11～'12年版  
 ユーキャンのFP技能士2級・AFP  
 これだけ！ 一問一答集  
 法改正等に伴う変更のお知らせ

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、法改正等に伴い、以下のような変更がございますので、お知らせいたします。なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

■「第2版 第1刷（2011年7月15日）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日
P. 29	A42／3行目以降	<u>2年を過ぎると、時効により納めることができなくなる。</u>	<u>なお、3年間の時限措置で10年に延長されることが決まっている。</u>	2011. 10. 14
P. 49	A98	※解説を右記に差替え	運用リスクは個人が負う。掛金の拠出については、従業員が上乘せして、掛金を拠出する（限度有）ことができるようになった。	2011. 10. 14
P. 70	14 公的機関の教育ローン／脚注	*雇用・能力開発機構とともに <u>廃止</u> されることが決まっている。	*雇用・能力開発機構とともに <u>廃止</u> された。	2011. 10. 14
P. 216	Q498	※文末に右記を追加	なお、いずれの法人からも発行済株式等の全部を保有されていないものとする。	2011. 10. 14
P. 230	41 交際費の損金不算入額／支出交際費の額	<u>600万円超</u>	<u>600万円超*</u>	2011. 10. 14
	41 交際費の損金不算入額	※脚注として右記を追加	*複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人を除く。	2011. 10. 14

## 平成 23 年度税制改正大綱 未成立法案について

平成 23 年度税制改正法案は、3 月に発生した「東日本大震災」等の影響により、平成 23 年 10 月 1 日現在、成立していない法案が多数あります。

上記については引き続き国会で審議中のため、「平成 23 年度税制改正大綱による」等の表示のある本書の内容の一部を、未改正としてお読みかえいただきますようお願いいたします。

### ●平成 23 年 10 月 1 日現在、審議中の法案

法案	内容
死亡保険金に係る非課税限度額	非課税限度額の対象となる法定相続人を、①未成年者、②障害者、③相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者、のいずれかに限定。(平成 23 年 4 月 1 日以後)
給与所得控除の改正	給与所得控除に上限を設定(1,500 万円超は一律 245 万円)。高額な法人役員等の給与所得控除額を縮減。(所得税:平成 24 年分以降 住民税:平成 25 年度分以降)
特定支出控除の見直し	資格取得費や勤務必要経費(65 万円を限度)を追加し範囲を拡大。適用判定基準が給与所得控除の額の 1/2 超となる。 (所得税:平成 24 年分以降 住民税:平成 25 年度分以降)
退職所得課税の見直し	勤続年数 5 年以内の法人役員等の退職所得について、1/2 課税を廃止。 (平成 24 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当等について適用)
成年扶養控除の見直し	23 歳以上 70 歳未満の成年を控除対象とする扶養控除は、一定の者(障害者、学生など)を除き、合計所得 400 万円(給与収入 568 万円)超の納税者について縮減または廃止。(所得税:平成 24 年分以降 住民税:平成 25 年度分以降)
更正の請求の手続き期限の延長	更正の請求の期限を、申告書の提出期限から 1 年以内→5 年以内に延長。 (平成 23 年 4 月 1 日以後)
法人税率の引下げ	法人税率、および中小法人に対する軽減税率を引下げ。 (平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より適用)
青色申告の欠損金の繰越控除の期間延長	欠損金の繰越控除期間が 7 年→9 年に延長。 (平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より適用)
減価償却の計算方法	定率法の計算式の償却率を、定額法の償却率の 2.5 倍→2.0 倍に変更。 (平成 23 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産について適用)
相続税の基礎控除額の計算式	相続税の基礎控除額の計算式の変更。 $\text{基礎控除額} = 5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$ $\downarrow$ $\text{基礎控除額} = 3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$ (平成 23 年 4 月 1 日以後の相続に適用)
相続税の税率区分、速算表	相続税の税率区分を 6 段階→8 段階に変更。最高税率を 50%→55%に引上げ。 (平成 23 年 4 月 1 日以後の相続に適用)
未成年者控除・障害者控除の引上げ	未成年者控除および障害者控除について、1 年当たりの控除額を 6 万円→10 万円(特別障害者は 12 万円→20 万円)に引上げ。(平成 23 年 4 月 1 日より)

贈与税の税率区分、速算表	贈与税の税率区分を6段階→8段階に変更。最高税率を50%→55%に引上げ。贈与税額は、20歳以上の直系卑属を受贈者とする場合と、それ以外の場合に分けて計算。 (平成23年1月1日以後の贈与に適用)
相続時精算課税制度	贈与者の年齢要件を65歳以上→60歳以上に変更。対象となる受贈者に、20歳以上の孫を追加。(平成23年1月1日以後の贈与に適用)

法案が未成立であることに伴い、特別に読みかえが必要な箇所を以下に示します。

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日											
P. 230	39 おもな法人 税率	※表および脚注を以下に変更 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人の区分</th> <th>課税所得の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">普通法人</td> <td>資本金1億円以下 (中小法人)</td> <td>年800万円以下の部分 年800万円超の部分</td> <td>22%* 30%</td> </tr> <tr> <td>資本金1億円超</td> <td>年間所得金額</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> *平成24年3月31日までの間に終了する各事業年度まで18%に引き下げられる。		法人の区分		課税所得の区分	税率	普通法人	資本金1億円以下 (中小法人)	年800万円以下の部分 年800万円超の部分	22%* 30%	資本金1億円超	年間所得金額	30%	2011. 10. 14
法人の区分		課税所得の区分	税率												
普通法人	資本金1億円以下 (中小法人)	年800万円以下の部分 年800万円超の部分	22%* 30%												
	資本金1億円超	年間所得金額	30%												
P. 301	A692/解答	⊗	○	2011. 10. 14											